

欧州航空安全局に対する安全勧告

(2013.6.28 安全勧告)

(JA6522 香川県東かがわ市引田 2011.9.22 発生 航空事故)

運輸安全委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、同種事故の再発防止に資するため、欧州航空安全局（EASA）に対して以下の措置を講じることを勧告する。

(1) 荷物室内にある電気装備品及び配線について

本事故では、火災が発生した事故機の後方荷物室内に装備されたストロボライト・パワーサプライに接続する配線が、収納箱又は固い覆いで保護されていなかった。耐空性の基準（FAR 27.855(b)）には、荷物室にある配線等は、積載物の移動により損傷を受けず、かつ、それらの破損又は破壊によっても火災発生の危険を生じさせないように、十分保護されない限り、荷物室に配置してはならないと規定されている。

したがって、ユーロコプター式AS350型系列機の後方荷物室内にある電気装備品及びこれに接続する配線が十分保護されるような改修の義務化を行うこと。

(2) 航空機の非常操作のうち、記憶によって直ちに対処しなければならない事項の明示について

本事故において、機長は、客室内に煙が発生したとき航空機の非常操作を行おうとしたが、ニーボードに挟んだ非常操作のチェックリストにより手順を確認する余裕がなく、また必要な非常操作を記憶していなかったため、飛行規程どおりに非常操作を行うことができなかつた。飛行規程には、直ちに対処しなければならない事項が明示されていなかつた。

したがって、ユーロコプター式AS350型系列機の飛行規程において、非常操作のうち、記憶によって直ちに対処しなければならない事項を明示するよう設計・製造者を指導すること。